

決 算 公 告

2021年6月28日

各 位

大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
株式会社アプラス
代表取締役社長 清水 哲朗

第12期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

貸借対照表、損益計算書及び個別注記表

貸借対照表	1 ページ
損益計算書	2 ページ
個別注記表(抄)	3~7 ページ

以 上

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	1,455,411	流 動 負 債	1,175,164
現金及び預金	74,148	買 掛 金	18,000
割賦売掛金	711,827	信用保証買掛金	535,718
信用保証割賦売掛金	535,718	短 期 社 債	147,300
リース投資資産	38,037	短 期 借 入 金	230,000
前 払 費 用	308	1年以内返済予定の	
金 銭 の 信 託	85,611	長 期 借 入 金	79,686
そ の 他	46,998	リ ー ス 債 務	7,322
貸倒引当金	△ 37,239	未 払 金	8,711
固 定 資 産	35,994	未 払 費 用	401
有形固定資産	5,469	未 払 法 人 税 等	596
建 物	1,294	預 り 金	113,074
構 築 物	3	賞 与 引 当 金	1,399
工具、器具及び備品	1,328	前 受 収 益	30
土 地	2,843	割 賦 利 益 繰 延	32,918
無形固定資産	20,537	そ の 他	4
ソフトウェア	20,537	固 定 負 債	254,051
投資その他の資産	9,987	長 期 借 入 金	73,241
投資有価証券	160	長期債権流動化債務	145,457
長期貸付金	1	リ ー ス 債 務	30,714
長期前払費用	103	退 職 給 付 引 当 金	461
前払年金費用	4,014	利息返還損失引当金	3,623
繰延税金資産	3,757	そ の 他	553
そ の 他	1,950	負 債 合 計	1,429,215
		純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	62,190
		資 本 金	15,000
		資 本 剰 余 金	28,995
		資 本 準 備 金	3,750
		そ の 他 資 本 剰 余 金	25,245
		利 益 剰 余 金	18,194
		そ の 他 利 益 剰 余 金	18,194
		繰 越 利 益 剰 余 金	18,194
		純 資 産 合 計	62,190
資 産 合 計	1,491,405	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,491,405

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2020年4月 1日)
(至 2021年3月31日)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益	百万円	百万円
包括信用購入あっせん収益	20,180	
個別信用購入あっせん収益	12,290	
信 用 保 証 収 益	18,181	
融 資 収 益	9,589	
金 融 収 益	1,047	
(受 取 配 当 金)	(1,025)	
(そ の 他)	(21)	
そ の 他 の 営 業 収 益	15,328	76,618
営 業 費 用		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	66,698	
金 融 費 用	2,722	
(支 払 利 息)	(2,536)	
(そ の 他)	(185)	69,421
営 業 利 益		7,196
営 業 外 収 益		
キ ャ ッ シ ュ レ ス 補 助 金	107	
受 取 精 算 金	25	
雑 収 入	70	203
営 業 外 費 用		
減 損 損 失	122	
ポ イ ン ト 精 算 金	100	
雑 損 失	59	282
経 常 利 益		7,118
税 引 前 当 期 純 利 益		7,118
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,113	
法 人 税 等 調 整 額	△ 432	2,680
当 期 純 利 益		4,437

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

… 移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として、定率法を採用しております。

ただし、東京研修会館の建物および構築物、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

自社利用ソフトウェアは、社内における利用可能期間（5～15年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は32,744百万円であります。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金および前払年金費用

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次事業年度から費用処理することとしております。

(4) 利息返還損失引当金

将来の利息返還の請求に伴う損失に備えるため、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

4. 収益の計上基準

営業収益の計上は、期日到来基準とし、次の方法によっております。

(1) アドオン方式契約

包括信用購入あっせん … 7・8分法により計上する方法

個別信用購入あっせん … 7・8分法により計上する方法

信用保証 … 7・8分法により計上する方法

(保証料契約時一括受領)

信用保証 … 定額法により計上する方法

(保証料分割受領)

(2) 残債方式契約

包括信用購入あっせん … 残債方式により計上する方法

個別信用購入あっせん … 残債方式により計上する方法

信用保証 … 残債方式により計上する方法

(保証料分割受領)

融資 … 残債方式により計上する方法

(注) 計上方法の内容は次のとおりであります。

1. 上記営業収益の計上方法は、代行手数料収入、利用者手数料収入、貸付利息収入、保証料収入、売上割戻しを対象としております。
2. 7・8分法とは、手数料総額を分割回数×積数で按分し、各返済期日の到来のつど積数按分額を収益計上する方法であります。
3. 残債方式とは、元本残高に対して一定率の料率で手数料を算出し、各返済期日のつど算出額を収益計上する方法であります。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

また、固定資産に係る控除対象外消費税等は、「投資その他の資産」の「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. 貸倒引当金

37,239 百万円

(会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報)

当社では、すべての債権を、「自己査定実施規定」に基づき、与信戦略部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて、予め定めている債権・引当基準に則り、貸倒引当金を計上しております。

破綻先債権(元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった債権(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上債権」という)等のうち破産債権、再生債権その他これらに準ずる債権)、および延滞債権(破綻先以外の未収利息不計上債権のほか、今後、破綻先となる可能性が大きいと認められる債権)のうち実質破綻先(破綻先と同等の状況にある債務者)に対する債権については、債権額から回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として直接減額しております。

一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については債権の内容を検討し、必要額を計上しております。

貸倒実績率は、債権の平均残存期間などを基礎として決定した商品区分ごとの算定期間(1~7年)における当初債権発生総額と毀損累計額から算定し、3算定期間の平均値を貸倒実績率としております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保付債権等については、原則として債権額から担保の評価額による回収が可能と認められる額を控除した残額に対し、必要額を計上しております。

当社は、現状の貸倒引当金計上額で、当社が認識する信用リスクから発生しうる損失を十分にカバーしていると考えておりますが、将来見込み等必要な修正を加えているものの貸倒引当金の見積りは基本的に過去の貸倒実績により計算しているため、急激な経済環境の変化や担保価値の下落によって、実際の貸倒損失が予測したそれと大きく異なり、引当額を大幅に上回り、翌事業年度の計算書類において貸倒引当金が不十分となる可能性があります。

2. 利息返還損失引当金

3,623 百万円

(会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報)

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超え、いわゆる出資法の上限金利以下の貸付利率(いわゆるグレーゾーン金利)により営業を行っていた貸金業者が、債務者から利息制限法の上限金利を超過して支払った利息の返還請求に起因して生じる返還額(損失)に備えて設定する引当金であります。

利息の返還請求は貸付に関する契約書に債務者が超過利息を含む約定利息の支払を遅滞した時には期限の利益を喪失する旨の特約が含まれる場合、特段の事情がない限り、当該超過利息は任意に支払われたとは認められないとする2006年の最高裁判所の判断に基づくもので、一般的に、債務者からの返還請求があれば、利息制限法に定められた利息の最高限度額の超過部分(超過利息)について貸金業者は返還することとなります。

当社では、2007年度より新規顧客および既存顧客の一部について既に引き下げ後の上限金利を適用して新たな貸付を行い、2010年6月の改正貸金業法の完全施行により、新規貸付はすべて利息制限法の範囲内で実施しておりますが、過去にグレーゾーン金利で営業を行っており、債務者等から返還請求があ

るため利息返還損失引当金の計上が必要になります。

利息返還損失引当金の計算にあたっては、グレーゾーン金利により貸し付けられた貸付金を対象として、過去の返還請求の推移から将来の一定期間における返還請求件数を予想し、それに1顧客当たりの返還請求見込金を額乗じることにより、将来返還が見込まれる額を見積もっております。なお、利息返還損失引当金の見積りにあたっては、過去の利息返還額の発生状況を分析し将来にわたる利息返還損失額を合理的に予想して計算する必要があることから、過去の返還請求件数、1請求当たりの返還請求見込金額および返還請求額に対する見込返還金額の比率（返還率）など、過去の見積りと実績の乖離要因、弁護士事務所・司法書士事務所等の動向を分析することにより、将来どのように遷移していくかの補正を行っております。

近時では「グレーゾーン金利」に関する取引履歴開示請求の件数や利息返還請求額は過去のピークを大きく下回って安定的に推移しており、将来の予想を加味した見積りにより利息返還に係る追加的な損失の発生は限定的になるものと認識しております。他方、引当金額は基本的に過去の経験に基づく要素をもとに計算されており、現時点では予想できない将来の環境変化等によって、現在の引当金額が将来の利息返還請求および関連する貸倒損失への対応として不十分である場合、翌事業年度の計算書類において追加の費用が生じる可能性があります。

3. 繰延税金資産

3,757 百万円

(会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報)

当社では、翌1年間の一時差異等加減算前課税所得に関する見直しをはじめとする様々な予測・前提に基づき、将来の税金負担額を軽減する効果を有していると判断した将来減算一時差異について、繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の計上に関する判断は、毎決算期末時点において実施しておりますが、翌1年間の一時差異等加減算前課税所得の見積り変更等により、前事業年度に計上した繰延税金資産の一部、または全額の回収ができないと判断した場合には、繰延税金資産を取り崩しております。翌1年間の一時差異等加減算前課税所得は十分見込めるとしても、期末時点において、将来の一定の事実の発生が見込めないことまたは当社による将来の一定の行為の実施についての意思決定または実施計画等が存在しないことにより、将来の税金負担額の軽減の要件を充足することが見込めない場合には、同様に当社の繰延税金資産を取り崩しております。

(追加情報)

前事業年度末において、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動停滞による影響は今後1年程度続くものと想定しておりましたが、当事業年度末において、当該想定に重要な変更はなく会計上の見積りおよび当該見積りに用いた仮定に重要な影響はないと判断しております。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い経済活動の停滞が長期化した場合や、さらには緊急事態宣言発令下での外出自粛要請により、消費行動が抑制された場合は、当社の主力事業であるショッピングクレジット、カード等の事業の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産および担保付債務

担保に供している資産

割 賦 売 掛 金 等

145,457 百万円

担保付債務

長 期 債 権 流 動 化 債 務

145,457 百万円

2. 債務保証のうち、当社が集金を行う債務保証（提携ローン保証および回収金保証）は、信用保証割賦売掛金および信用保証買掛金として計上しております。

3. 金銭の信託は、主として信用保証業務の一環として設定しているものであります。

4. 有形固定資産の減価償却累計額 6,132 百万円

5. 偶発債務

保証債務残高のうち債権、債務とみなされない残高

21,907 百万円

従業員借入金保証残高

4

(注) 保証債務残高のうち債権、債務とみなされない残高には、最大賃料保証債務

(家賃の1ヶ月相当額) 20,843 百万円が含まれております。

6. 関係会社に対する金銭債権・債務

金 銭 債 権

39,520 百万円

金 銭 債 務

236,084

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引高

営業収益

95 百万円

営業費用

1,976

上記の他、「関連当事者との取引に関する注記」に記載の取引があります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金および貸倒損失

21,428 百万円

繰越欠損金

10,690

その他

3,372

小計

35,491

評価性引当額

△ 30,762

合計

4,729

繰延税金負債

前払年金費用

900

資産除去費用

71

合計

971

繰延税金資産の純額

3,757

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	㈱新生銀行	間接 100.0%	預金の預入 資金の借入 事務所の賃貸借	資金の借入	百万円 4,130,000	短期借入金	百万円 230,000
				資金の返済	3,960,000		
	㈱アプラス フィナンシャル	直接 100.0%	資金の借入 役員の兼任 債務被保証	資金の借入	520,100	—	—
				資金の返済	520,100	—	—
				重畳的債務 引受(被保証)	86,318	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(1) 資金の借入については、市場金利を勘案して交渉の上、決定しております。なお、担保は提供しておりません。

(2) 事務所の賃貸料は、市中相場を勘案して交渉の上、決定しております。

2. 子会社および関連会社等

該当事項はありません。

3. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	㈱アプラス パーソナル ローン	—	役員の兼任 資金の借入	資金の借入	百万円 72,200	—	—
				資金の返済	72,200		
	㈱昭和リース	—	資産の賃貸 回収金保証	—	—	リース債務 信用保証買掛金	38,037 17,064

取引条件および取引条件の決定方針等

(1) 資金の借入については、市場金利を勘案して交渉の上、決定しております。なお、担保は提供していません。

(2) リース債務はリース料の支払にかかるものであります。

4. 役員および個人主要株主等
該当事項はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	31,095 百万円
1 株当たり当期純利益	2,218 百万円